

令和 8 年 2 月 9 日

令和 7 年度第 2 回子ども・子育て会議 資料

乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)概要

【制度概要】

令和 6 年 6 月 12 日に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所などに通園していないこどもを育てる家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として「こども誰でも通園制度」(児童福祉法において「乳児等通園支援制度」として規定)が創設されました。

○桐生市においては、全国実施となる令和 8 年 4 月 1 日より開始

○対象者：生後 6 か月から満 3 歳未満で、保育所等に通っていないこども
(R8 推計)(桐生市) 対象者 約 260 人

○利用時間：月一定時間(月 10 時間限度)

○実施形態：3 類型

- ①一般型(在園児と合同)
- ②一般型(専門室独立型)
- ③余裕活用型(利用定員に達しない場合の定員範囲内)

○保護者負担：こども一人 1 時間当たり 300 円程度(各施設ごとに設定)

○基本単価 : 0 歳児 1,700 円/時間
 1・2 歳児 1,400 円/時間
 ※その他障害児加算等あり

○意見聴取：児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項

市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。